

事務事業名 成年後見制度利用支援事業（障がい者）

区分	No	名称
章	1	やさしさと共生するまち
節	3	誰もが安心して暮らせるまちをつくる
施策	3	障がい者福祉の確立
小分類	2	障がい者（児）の自立支援
主要な施策	1	生活支援の充実
事務事業番号	023	事業開始年度 平成 21 年度 事業終了年度 平成 - 年度 会計種別 一般会計

部 名	保健福祉部	グループ名	障害福祉グループ
-----	-------	-------	----------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	判断能力が不十分な障がい者で、親族がいない、若しくは親族による成年後見制度の申立ての意思がない者で、申立てに係る費用や後見人への報酬を負担できない者へ給付し、対象者の権利、利益の保護を目的とする。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成23年度の実績を具体的に記入してください)
	<p>成年後見制度とは、判断能力が不十分な場合、本人を法的に保護し支えるための制度である。判断能力が不十分な人は、預貯金や不動産の契約、障害福祉サービス等の契約締結などの必要があっても、そのような行為ができず、また行ったとしても本人に不利益な結果を招く恐れがある。そのため、家庭裁判所が援助者を選定し、本人の援助を行う。本来、後見開始の申立ては、本人、配偶者、四親等以内の親族が行うこととされているが、親族がいないなどの場合は市町村長に申立権が与えられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の親族の有無の確認 ・親族がいた場合、申立ての意思確認 ・親族がいない、又は親族による申立ての意思がない場合は、市長による申立てを行う ・本人に費用の負担能力があれば、後見人等が選任された後に本人へ費用請求 ・後見人等の報酬を負担できない場合は、その費用を市が負担する
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	平成24年度より障害者地域生活支援事業の必須事業と位置づけられる。判断能力が不十分な障がい者で、親族がいない等の理由により後見制度を申立てできない者によって市長が申立てをすることにより障がい者の権利等を保護することができる。また、後見人等の報酬を負担できない場合、市が負担することにより障がい者の負担軽減が図られる。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください)
	登別市成年後見制度利用支援事業実施要綱

事業費（財源内訳）の推移


《Plan・Do》

区分		単位	H22年度 決算	H23年度 決算	H24年度 当初予算	H25年度 見込	H26年度 見込
国庫支出金	名称 地域生活支援事業国庫補助金	千円	0	0	222	222	222
道支出金	名称 地域生活支援事業道補助金	千円	0	0	111	111	111
地方債	名称	千円					
その他	名称	千円					
一般財源	名称	千円	0	0	111	111	111
事業費 合計			0	0	444	444	444

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	22年度 実績	23年度 実績	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標	申立件数	人	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	0	0			
			目標値					
			実績値					

現況		《Check》
現状の状態、問題点、課題等《事業前》	具体的な対策、解決の方向性《事業後》	
<p>平成21年度から事業を開始しているが、制度周知が徹底されていないことや、申立て方法の煩雑さなどから、事業展開が進んでいない。</p>	 <p>本事業は、これまで障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の任意事業とされていたが、平成24年度から必須事業となったため、事業所等への制度周知に努め、利用者拡大を図る。</p>	

担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可） 《Check》

1. 事務事業の妥当性について			
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？		市が主体に行うべき事業である	判断理由及びその他所見 本人及び親族者以外で申立権を持つのは市町村長であるため、市が実施することは妥当である。
		民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である	
		国、道、他団体等との連携や広域化が可能である	
		国、道、民間等の事業と重複・類似している	
2. 事務事業の必要性について			
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？		市民、団体等から具体的な要望がある	判断理由及びその他所見 障がい者団体等からの要望等もあり、必要な事業である。
		市民アンケートの結果から必要性が高い	
		社会情勢、地域事情等から必要性が高い	
		市民の大部分が関連することから必要性が高い	
3. 事務事業の効率性について			
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？		低予算、少労力で高い効果をあげている	判断理由及びその他所見 申立て費用及び後見人報酬のみであるため削減はできない。
		市で実施するほうが民間委託より効率性が高い	
		多額の経費や労力を要するがやむを得ない	
		将来的に効率性を向上できる	
4. 事務事業の成果について			
目的を達成するための成果はあがっていますか？		成果指標の向上が見られる	判断理由及びその他所見 これまで利用者がいないため判断できない。
		市民、団体等の声から成果を感じられる	
		目に見える形で成果があがっている	
		成果の把握は困難である	

担当グループによる評価 《Check》

維持	左記の評価を選択した具体的な理由(根拠)	障がい者の権利擁護のため必要な事業であるため。
-----------	----------------------	-------------------------

行政評価会議による評価 《Check》

維持	備考	
-----------	----	--